

# 平成21年度税制改正要望項目のポイント

## 基本的な考え方

我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて、①「貯蓄から投資へ」の流れの促進、②内外投資活動の推進のための環境整備、のために必要な税制上の措置を要望

## 主な具体的要望項目

### 1. 「貯蓄から投資へ」の流れの促進

#### 現状

我が国の個人金融資産は、1,500兆円(GDPの2.9倍)に及ぶ高水準のものであり、我が国市場の強み

しかし、

金融資産の内訳

現預金の割合が極めて高く(52.0%)、  
株式・投資信託の割合は依然として低い(9.3%)

⇒ 適切な投資機会を提供し、その果実を国民が享受できるようにする必要

金融資産の保有者

高齢者による保有が全体の約6割(株式・投資信託は約7割)  
近年、利子所得が減少する一方で、家計の配当所得が増加  
⇒ 「第二の年金」としての重要性が高まっている

若年層による株式・投資信託の保有は少額で、  
金融資産残高に占める割合も低い

⇒ 小口の継続的長期投資を通じた資産形成が重要

※株式・投資信託等の投資家は、約7割が年収500万円未満の者  
(特に、近年、投資を増やしているのも同じ階層)

「金持ち優遇」との  
批判は当たらない

#### 課題

「貯蓄から投資へ」の流れを促進していくためには

- 小口の継続的長期投資
- 高齢者の投資

に対する優遇措置が重要

#### 要望の2つの柱

##### ◆ 「日本版ISA」(小口の継続的長期投資非課税制度)の創設

(小口投資家層に投資のインセンティブを付与し投資家の裾野を拡大)

- 小口投資家向けに、毎年一定額まで(例えば100万円)の上場株式等への投資に対する配当を非課税とする
- 当面10年間の時限措置(毎年の投資限度額を100万円とした場合、1,000万円(100万円×10年間)までの累積投資が可能)

##### ◆ 高齢者投資非課税制度の導入 (高齢者の安心のための「第二の年金」の税制優遇措置)

- 高齢者が受け取る上場株式等の100万円以下の配当及び500万円以下の譲渡益について、非課税とする(少なくとも21年及び22年の2年間)

#### その他の要望

- ◆ 証券税制の特例措置における投資家利便への配慮 (投資家利便の観点から特例措置の簡素化等)
- ◆ 確定拠出年金(401k)制度の充実 (「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の促進)
- ◆ 金融商品間の損益通算の範囲拡大 (リスク資産に投資しやすい環境の整備)

### 2. 内外投資活動促進のための環境整備

- ◆ 組合理投資ファンド課税(1号PE)の見直し (我が国資産運用業の発展を通じた市場競争力の強化)

### 3. その他

- ◆ 生命保険料控除制度等の見直し (保険契約者の自助努力の支援)